



公益社団法人 日本武術太極拳連盟

JAPAN WUSHU TAIJIQUAN FEDERATION

〒132-0025 東京都江戸川区松江1-9-15
TEL 03-6231-4911 FAX 03-6231-4955
1-9-15, Matsue, Edogawa-ku, Tokyo JAPAN
<https://www.jwtf.or.jp/> E-mail: jwtf@jwtf.or.jp

文発第3965号
2025年12月4日

加盟団体代表 各位
理事・監事 各位
太極拳指導員委員会常任講師 各位

公益社団法人日本武術太極拳連盟
副会長 川崎 雅雄
太極拳指導員委員会

2026年度日本連盟トレーニングセンター 特別講習会 「3段4段特別講習会」「レベルアップセミナー」「推手特別講習会」 募集要綱、参加申込書等送付の件

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
標記に関し、下記の書類を添えてご案内申し上げます。

- 1) 2026年度「日本連盟トレーニングセンター 特別講習会」募集要綱(1部)
添付資料1; 参加申込み日程
- 2) 「3段4段特別講習会東京①～③・大阪①参加申込書(参考)」(1部)
- 3) 「推手特別講習会東京①～④・大阪①② 2人1組 参加申込書」(5部/加盟団体のみ)

2007年度から開始された日本連盟トレーニングセンター特別講習会事業は、おかげさまで持ちまして順調な運営がすすめられております。多数の参加者を得て、太極拳上級者と指導者の技術向上に着実な成果を上げています。2026年度につきましても特別講習会事業をすすめてゆきたいと存じます。

11月4日に開催された第136回理事会におきまして、「2026年度日本連盟トレーニングセンター特別講習会事業」の募集要綱が承認されました。ここに「募集要綱」と関係書類を同封し、下記の通りご案内申し上げます。

本事業により、太極拳上級者、指導者のレベルアップを図る事業を継続的に実施することは、各ブロック、都道府県における愛好者と指導者の技術向上のみならず、普及振興事業全体にとっても多大な効果をもたらすものであります。本件事業の推進のために、引き続きよろしくご協力下さるようお願いいたします。

敬具

記

1. 「3段4段特別講習会」、「レベルアップセミナー」:

これらの講習会は参加対象者が特定されているので、日本連盟事務局から対象者に対して直接案内をすでに送付いたしました。

参加申込み手続きは前年度と同様で、参加希望者が日本連盟事務局にたいして直接行う方式となっております。加盟団体各位におかれましては、本件事業の内容と運営形態、募集方式等を理解していただければ十分であります。

2. 「推手特別講習会 東京①～④および大阪①②」:

「推手特別講習会」の参加対象者は、3段以上の取得者で、都道府県連盟またはブロックが主催して実施した「推手講習会」に過去2回以上参加したことがあること、となっています。同封の募集要綱をご覧ください。2024 年度以前に3段を取得した人に「推手特別講習会 2 人 1 組参加申込書」を同封しました。これらの人で、参加資格を有し、参加を希望する人は、この「参加申込書」を使用することができます。なお、それ以外の参加資格を有する人（＝2025 年度検定で3段を取得した人で、本講習会の②以降に実施する会場に参加を希望する人など）が、都道府県連盟に「参加申込書」の給付を請求してきた場合には、同封の「2 人 1 組 参加申込書」を給付していただくよう、お願いいたします。

◎「都道府県連盟・ブロック参加証明書欄」について；

参加希望者は、初回の参加申込時に、「参加申込書」内の「都道府県連盟・ブロック参加証明書欄」に都道府県連盟代表者またはブロック理事の記名捺印したものを提出することを義務づけています。

参加者がまったくの初心者であった場合、研修の効果が保証できないため、一定の推手技術の基礎を備えていることを条件とするためのものです。

前年度と同様に、下記に基づいて証明を行っていただくようお願いいたします。

- 1) 「都道府県連盟またはブロックが主催する推手講習会」とは、「都道府県 3 段検定一次試験」のための「推手規定套路の講習会」も含むものとします。
- 2) 「2回以上」は、過去の実施した日時を特定して記載する必要はありません。しかしながら、証明する都道府県連盟またはブロックの責任において、本人が過去2回以上参加したものであることを確認したうえで、記名捺印をしていただくようお願いいたします。
- 3) 本人が必ずしも、都道府県連盟またはブロックの所属団体会員である必要はなく、他県・他ブロックからの参加者であっても参加証明をすることが出来ます。
- 4) 過去2回のうち、1回は県連盟主催、もう1回はブロック主催であった場合は、それぞれ、県連盟代表とブロック理事が併記して、記名、捺印して下さい。過去2回が、複数の県連盟であった場合も、同様に併記して、記名・捺印して下さい。
- 5) 「推手特別講習①」で申し込んだ人が、定員超過のため参加不受理となった場合、あるいは都合で不参加となった場合は、「推手特別講習会」の②またはそれ以降の会場で申込む際に再び証明を取り付ける必要はありません。本人が、「提出済み」と表記すれば良い事とします。前年度までの講習会申込み時に提出済みであれば、再び証明を取り付ける必要はありません。申込書の記入欄の「提出済み」に○印を記入すればよいこととします。
- 6) 証明書発行取扱い手数料について：

参加希望者が申込みが受理され、実際に受講料を納付して受講したら、後日、証明書を発行した都道府県連盟またはブロックにたいして、一人につき2千円の取扱い手数料を、後日取りまとめて還付します（年度最後の講習会の終了後に集計して、年度内に還付振込みをさせていただきます）。都道府県連盟とブロックが併記して証明した場合は、1千円ずつ還付します。2つの県連盟が併記した場合も同様とします。

よろしくご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

以上

同封書類：1)～3)